

## 障害者自立支援法案の概要

障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念にのっとり、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設することとし、自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための計画の作成、費用の負担等を定めるとともに、精神保健福祉法等の関係法律について所要の改正を行う。

### 1 障害者自立支援法による改革のねらい

#### 1 障害者の福祉サービスを「一元化」

(サービス提供主体を市町村に一元化。障害の種類(身体障害、知的障害、精神障害)にかかわらず障害者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスは共通の制度により提供。)

#### 2 障害者がもっと「働ける社会」に

(一般就労へ移行することを目的とした事業を創設するなど、働く意欲と能力のある障害者が企業等で働けるよう、福祉側から支援。)

#### 3 地域の限られた社会資源を活用できるよう「規制緩和」

(市町村が地域の实情に応じて障害者福祉に取り組み、障害者が身近なところでサービスが利用できるよう、空き教室や空き店舗の活用も視野に入れて規制を緩和する。)

#### 4 公平なサービス利用のための「手続きや基準の透明化、明確化」

(支援の必要度合いに応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準を透明化、明確化する。)

#### 5 増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化

##### (1) 利用したサービスの量や所得に応じた「公平な負担」

(障害者が福祉サービス等を利用した場合に、食費等の実費負担や利用したサービスの量等や所得に応じた公平な利用者負担を求める。この場合、適切な経過措置を設ける。)

##### (2) 国の「財政責任の明確化」

(福祉サービス等の費用について、これまで国が補助する仕組みであった在宅サービスも含め、国が義務的に負担する仕組みに改める。)

### 障害者自立支援法

(障害種別にかかわりのない共通の給付等に関する事項について規定)

身体障害者福祉法	知的障害者福祉法	精神保健福祉法	児童福祉法
・身体障害者の定義 ・福祉の措置 等	・福祉の措置 等	・精神障害者の定義 ・措置入院等 等	・児童の定義 ・福祉の措置 等

## **2 法案の概要**

### **(1) 給付の対象者**

- ・ 身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

### **(2) 給付の内容**

- ・ ホームヘルプサービス、ショートステイ、入所施設等の介護給付費及び自立訓練(リハビリ等)、就労移行支援等の訓練等給付費(障害福祉サービス)
- ・ 心身の障害の状態の軽減を図る等のための自立支援医療(公費負担医療) 等

### **(3) 給付の手続き**

- ・ 給付を受けるためには、障害者又は障害児の保護者は市町村等に申請を行い、市町村等の支給決定等を受ける必要があること。
- ・ 障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、市町村に置かれる審査会の審査及び判定に基づき、市町村が行う障害程度区分の認定を受けること。
- ・ 障害者等が障害福祉サービスを利用した場合に、市町村はその費用の100分の90を支給すること。(残りは利用者の負担。利用者が負担することとなる額については、所得等に応じて上限を設ける。)

### **(4) 地域生活支援事業**

- ・ 市町村又は都道府県が行う障害者等の自立支援のための事業(相談支援、移動支援、日常生活用具、手話通訳等の派遣、地域活動支援等)に関すること。

### **(5) 障害福祉計画**

- ・ 国の定める基本指針に即して、市町村及び都道府県は、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の確保に関する計画(障害福祉計画)を定めること。

### **(6) 費用負担**

- ・ 市町村は、市町村の行う自立支援給付の支給に要する費用を支弁すること。
- ・ 都道府県は、市町村の行う自立支援給付の支給に要する費用の四分の一を負担すること。
- ・ 国は、市町村の行う自立支援給付の支給に要する費用の二分の一を負担すること。
- ・ その他地域生活支援事業に要する費用に対する補助に関する事項等を定めること。

### **(7) その他**

- ・ 附則において施行後三年を目途として障害者等の範囲を含めた検討を行う規定を設ける。
- ・ 附則において就労の支援を含めた障害者等の所得の確保に係る施策の在り方について検討を行う規定を設ける。
- ・ 附則において利用者負担を含む経過措置を設ける。
- ・ 附則において精神保健福祉法をはじめとする関係法律について所要の改正を行う。

## **3 施行期日**

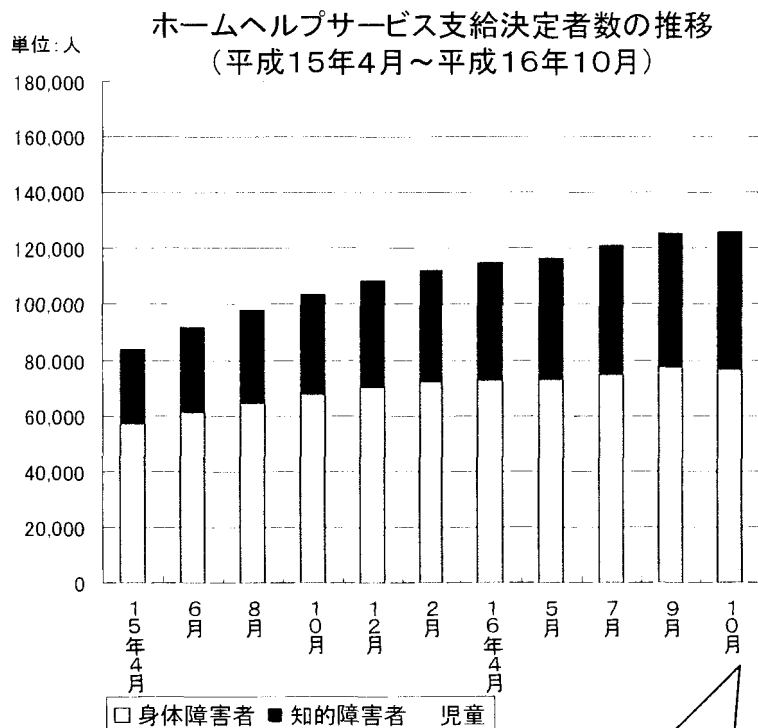
- 新たな利用手続き、在宅福祉サービスに係る国等の負担(義務的負担化)に関する事項、福祉サービスや公費負担医療の利用者負担の見直しに関する事項等 平成18年4月1日
- 新たな施設・事業体系への移行に関する事項等 平成18年10月1日

# 障害者自立支援法案に ついて

厚生労働省

# 今なぜ改革が必要なのか(1)

支援費制度施行後、  
利用者数は急増



対象者は1年半で  
1.6倍に

障害種別間の格差は大きく、  
未実施市町村も多数

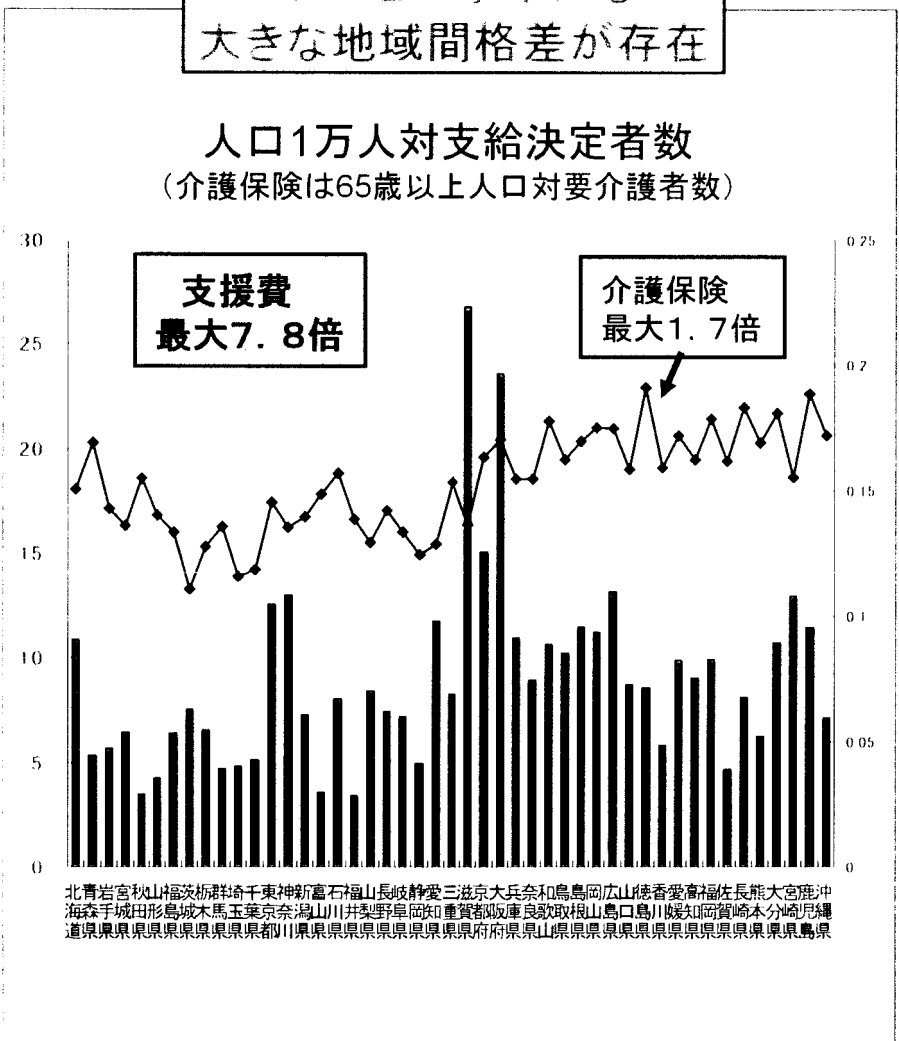
ホームヘルプサービス実施市町村数

	14年3月	15年4月	16年3月
身体障害者 ホームヘルプ	2,283 (72%)	2,328 (73%)	2,447 (78%)
知的障害者 ホームヘルプ	986 (30%)	1,498 (47%)	1,780 (56%)
精神障害者 ホームヘルプ	—	1,231 (39%)	1,671 (53%)

精神障害者は  
支援費制度の対象外

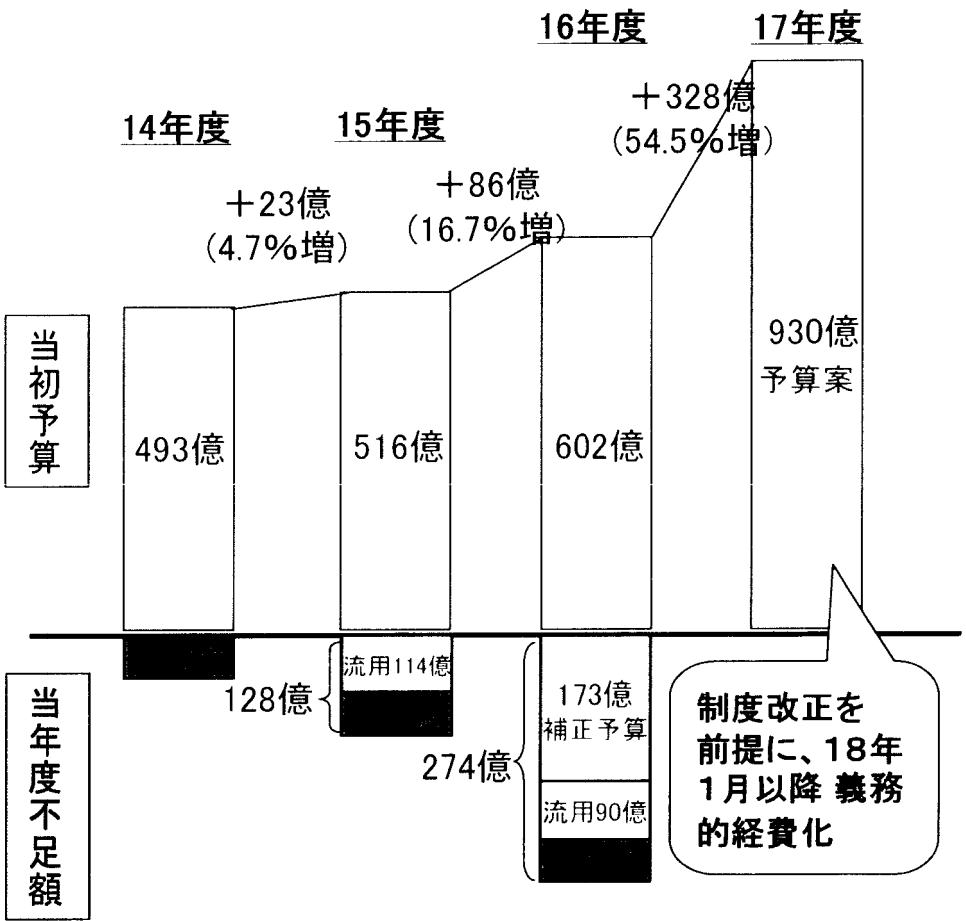
# 今なぜ改革が必要なのか(2)

サービス水準にも  
大きな地域間格差が存在



## 在宅サービス予算の状況

単位:円



皆で支え合い、サービス量を増やしていくことが必要

(障害福祉サービスの予算 3,738億円(平成17年度予算)→4,143億円(平成18年度概算要求) +10.8%増)

# 「障害者自立支援法案」はこんな法案です

## 法案による改革

### 障害者施策を3障害一元化

現状

- ・3障害(身体、知的、精神)ばらばらの制度体系(精神障害者は支援費制度の対象外)
- ・実施主体は都道府県、市町村に二分化

- 3障害の制度格差を解消し、精神障害者を対象に
- 市町村に実施主体を一元化し、都道府県はこれをバックアップ

### 利用者本位のサービス体系に再編

現状

- ・障害種別ごとに複雑な施設・事業体系
- ・入所期間の長期化などにより、本来の施設目的と利用者の実態とが乖離

- 33種類に分かれた施設体系を6つの事業に再編。あわせて、「地域生活支援」「就労支援」のための事業や重度の障害者を対象としたサービスを創設
- 規制緩和を進め既存の社会資源を活用

### 就労支援の抜本的強化

現状

- ・養護学校卒業者の55%は福祉施設に入所
- ・就労を理由とする施設退所者はわずか1%

- 新たな就労支援事業を創設
- 雇用施策との連携を強化

### 支給決定の透明化、明確化

現状

- ・全国共通の利用ルール(支援の必要度を判定する客観的基準)がない
- ・支給決定のプロセスが不透明

- 支援の必要度に関する客観的な尺度(障害程度区分)を導入
- 審査会の意見聴取など支給決定プロセスを透明化

### 安定的な財源の確保

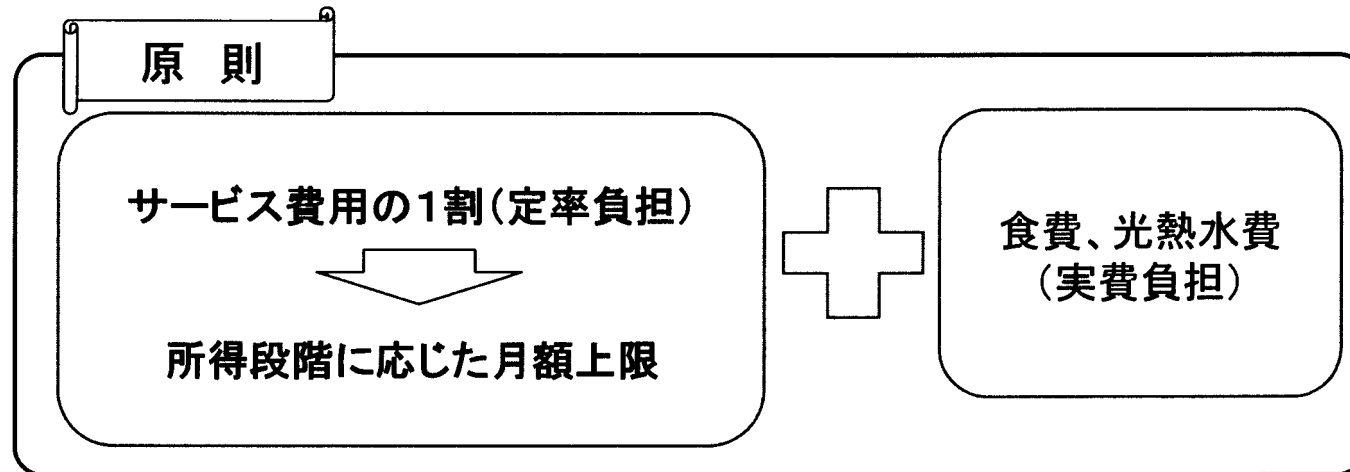
現状

- ・新規利用者は急増する見込み
- ・不確実な国の費用負担の仕組み

- 国の費用負担の責任を強化(費用の1/2を負担)
- 利用者も応分の費用を負担し、皆で支える仕組みに

自立と共生の社会を実現  
障害者が地域で暮らせる社会に

# 利用者負担に関するきめ細かな配慮(福祉サービス)



しかしながら...

生まれついて障害のある方など稼得機会が少なく負担能力の乏しい方への一層の配慮

これに加えて、

さらにきめ細かな配慮措置

## 具体的には・・・

### <世帯の範囲の見直し>

月額上限は、税制や医療保険で「被扶養者」とならない限り、障害者とその配偶者の所得で適用。

### <障害年金以外にほとんど収入・資産のない方へ特別に配慮>

#### ① 個別減免（入所施設、グループホーム利用者対象）

⇒ 月収6.6万円以下の方は定率負担をゼロとし、食費等の実費負担のみに。

#### ② 社会福祉法人減免（地域で暮らす方（ホームヘルプ、通所利用者等）対象）

⇒ 社会福祉法人が減免することにより、月額上限を半分に。

#### ③ これらの措置を講じても生活保護となる場合

⇒ 生活保護にならない額まで減額。

### <食費等の実費負担の軽減措置>

食費、光熱水費についても、低所得者（市町村民税非課税世帯）は軽減。



**ケース1 グループホームから通所施設に通う場合 (月22日更生施設に通所(事業費14.9万円)、グループホーム(事業費:6.6万円))**

	見直し前	見直し後		
		計	定率負担額(負担率)	食費実費負担額
課税 (年収560万円**)	26,500円	35,800円	21,500円	14,300円
障害基礎年金1級受給 (月8.3万円)	0円	35,800円 ↓ 7,200円	21,500円(10%) ↓ 2,100円(1%)	14,300円 ↓ 5,100円
障害基礎年金2級受給 (月6.6万円)	0円	29,300円 ↓ 5,100円	15,000円(7%) ↓ 0円(0%)	14,300円 ↓ 5,100円

①個別減免\*

食費軽減措置

**ケース2 知的障害者入所更生施設に入所する場合(20歳以上) (事業費:23万円)**

	見直し前	見直し後		
		計	定率負担額(負担率)	食費等実費負担額
課税 (年収560万円**)	53,000円	81,000円	23,000円	58,000円
障害基礎年金1級受給 (月8.3万円)	49,800円	81,000円 ↓ 55,000円	23,000円(10%) ↓ 8,500円(4%)	58,000円 ↓ 46,500円
障害基礎年金2級受給 (月6.6万円)	39,800円	73,000円 ↓ 41,000円	15,000円(7%) ↓ 0円(0%)	58,000円 ↓ 41,000円

①個別減免\*

食費等軽減措置

\*個別減免・社会福祉法人減免は預貯金等が一定額以下の方を対象。

\*\*平均的勤労者の年収(厚生年金男子被保険者の平均標準報酬月額)のH15実績見込み(36.0万円)を年収に換算したもの)

**ケース3 自宅から通所施設に通う場合** 月22日更生施設に通う場合 事業費:14.9万円)

	見直し前	見直し後		
		計	定率負担額(負担率)	食費実費負担額
課税 (年収560万円**)	26,500円	29,200円	14,900円	14,300円
障害基礎年金1級受給 (月8.3万円)	0円	29,200円 ↓ 12,600円	14,900円(10%) ↓ 7,500円(5%)	14,300円 ↓ 5,100円
障害基礎年金2級受給 (月6.6万円)	0円	29,200円 ↓ 12,600円	14,900円(10%) ↓ 7,500円(5%)	14,300円 ↓ 5,100円

②社会福祉法人減免\*

食費軽減措置

**ケース4 ホームヘルプ(月125時間)利用する場合** 日常生活支援(事業費:22万円)

	見直し前	見直し後
課税 (年収560万円**)	4,600円	22,000円
障害基礎年金1級受給 (月8.3万円)	0円	22,000円(10%) ↓ 12,300円(6%)
障害基礎年金2級受給 (月6.6万円)	0円	22,000円(10%) ↓ 7,500円(3%)

②社会福祉法人減免\*

\*個別減免・社会福祉法人減免は預貯金等が一定額以下の方を対象。  
 \*\*平均的勤労者の年収(厚生年金男子被保険者の平均標準報酬月額H15実績見込み(36.0万円)を年収に換算したもの)

ケース5 知的障害児施設に入所する場合(18歳未満) (事業費:18.6万)

	見直し前	見直し後		
		計	定率負担額(負担率)	食費等実費負担額
課税 (年収560万円**)	29,000円	76,600円 ↓ 45,000円	= 18,600円	+ 58,000円 ↓ 26,400円
市町村民税非課税 (年収200万円)	2,200円	76,600円 ↓ 13,300円	= 18,600円(10%) ↓ 12,300円(7%)	+ 58,000円 ↓ 1,000円

②社会福祉法人減免\*

食費等軽減措置

\*個別減免・社会福祉法人減免は預貯金等が一定額以下の方を対象。

\*\*平均的勤労者の年収(厚生年金男子被保険者の平均標準報酬月額(H15実績見込み(36.0万円)を年収に換算したもの)

# 利用者負担への配慮(公費負担医療)

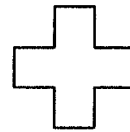
## 考え方

医療費に着目した定率負担(精神通院)と、所得に着目した負担(更生医療・育成医療)を、制度間の負担の均衡、制度運営の安定性の確保等の観点から、「医療費と所得の双方に着目した負担」の仕組みに見直し。(対象となる疾病の範囲は従来どおり。)

## 原則

医療費の1割(定率負担)

所得段階に応じて月額上限を設定




入院時(更生・育成)の食費  
(標準負担額)

低所得者への月額上限に加え、

## 負担に係る配慮措置

- 低所得者(住民税非課税世帯)以外の方についても、継続的に相当額の医療費負担が発生する(「重度かつ継続」)場合には、月の負担額に上限を設定。
- 育成医療については、対象者に若い世帯が多いことなどを踏まえ、医療機関窓口における支払額について激変緩和の経過措置を設定。

# 自立支援医療の対象者、自己負担の概要

1. 対象者：従来の更生医療、育成医療、精神通院公費の対象者であって一定所得未満の者(対象疾病は従来の対象疾病の範囲どおり)
2. 給付水準：自己負担については1割負担(  部分)。  
ただし、所得水準に応じて負担の上限額を設定。また、入院時の食費(標準負担額)については自己負担。
3. 負担の上限額を設定する際に勘案する「世帯」の範囲は、医療保険単位(異なる医療保険に加入する家族は別の「世帯」として扱う)。

一定所得以下		中間的な所得		一定所得以上
市町村民税 非課税世帯Ⅰ		市町村民税 非課税世帯Ⅱ	所得税非課税	所得税額30万円 相当未満
生活保護世帯		医療保険の自己負担限度額		公費負担の対象外 (医療保険の負担割合 ・負担限度額)
0円	負担上限額 2,500円	負担上限額 5,000円	育成医療の経過措置 負担上限額 10,000円	負担上限額 40,200円
		重 度 かつ 継 続(※)		
		負担上限額 5,000円	負担上限額 10,000円	負担上限額 20,000円 (経過措置)

※ ① 当面の重度かつ継続の範囲

- ・ 疾病、症状等から対象となる者
  - 精神・・・統合失調症、躁うつ病(狭義)、難治性てんかん
  - 更生・育成・・・腎臓機能・小腸機能・免疫機能障害
- ・ 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者
  - 精神・更生・育成・・・医療保険の多数該当の者

② 重度かつ継続の対象については、実証的な研究成果を踏まえ、順次見直し、対象の明確化を図る。

ケース1(精神通院) 統合失調症(「重度かつ継続」に該当)のため、デイケア等を利用している事例(月額医療費約15万円)

		見直し前	見直し後
一定所得以上 (所得税額30万円以上)		7,500円	15,000円(10%)(※)
住民税課税	所得税課税 (所得税額 30万円未満)	7,500円	15,000円(10%) ↓ 10,000円(7%)
	所得税 非課税	7,500円	15,000円(10%) ↓ 5,000円(3%)
住民税 非課税	障害基礎 年金1級 (低所得2)	7,500円	5,000円(3%)
	障害基礎 年金2級 (低所得1)	7,500円	2,500円(2%)

「重度かつ継続」

※ 一定所得以上の方は、「重度かつ継続」に該当する場合に自立支援医療の対象(経過措置)

ケース2(更生医療) 小腸機能障害(「重度かつ継続」に該当)(※1)で中心静脈栄養を受けている事例(月額医療費約22万円)

		見直し前	見直し後
一定所得以上 (所得税額30万円以上)		26,150円～健康保険の規定通り	22,000円(10%) ↓ 20,000円(9%)(※2)
住民税課税	所得税課税 (所得税額 30万円未満)	3,450円～22,000円	22,000円(10%) ↓ 10,000円(5%)
	所得税 非課税	2,250円～2,900円	22,000円(10%) ↓ 5,000円(2%)
住民税 非課税	障害基礎 年金1級 (低所得2)	0円	5,000円(2%)
	障害基礎 年金2級 (低所得1)	0円	2,500円(1%)

「重度かつ継続」

※1 小腸大量切除又は小腸疾患により小腸の栄養吸収機能が低下し、中心静脈栄養による栄養補助を要する症状

※2 経過措置(一定所得以上の方であっても、「重度かつ継続」に該当する場合は、自立支援医療の対象)による額。

ケース3(育成医療) 心室中隔欠損・大動脈縮窄症(大動脈縮窄症手術)のため入院治療を受けている事例 (月額医療費約300万円)

		見直し前	見直し後		
			定率負担額	食費標準負担額	
一定所得以上 (所得税額30万円相当以上)		52,300円～ 健康保険の規定通り	165,100円(医療保険の負担上限額)	+	780円×日数
住民税課税	所得税課税 (所得税額30万円相当未満)	6,900円 ～44,000円	99,890円(医療保険の負担上限額) ↓ 40,200円	+	780円×日数
	所得税非課税	4,500円 ～5,800円	99,890円(医療保険の負担上限額) ↓ 10,000円	+	780円×日数
住民税非課税 (※)	障害基礎年金1級 (低所得2)	2,200円	5,000円	+	650円×日数
	障害基礎年金2級 (低所得1)	2,200円	2,500円	+	650円×日数

育成医療の経過措置

育成医療の経過措置

(※) 育成医療を受ける障害児の保護者が障害基礎年金受給者である場合。



